

令和 2 年度事業計画

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

第 1 事業運営基本方針

長野県においては、少子高齢化が進行し、若年層の県外流出もあって、人口が減少し労働者数も減少しています。県内産業・企業を持続的に成長していくためには、将来の担う若者を惹きつけ、女性、高齢者など多様な人材の活躍が一層促進されるような仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境をつくることが課題とされます。

令和 2 年 4 月 1 日から、中小企業に対する時間外労働の上限規制や大企業・派遣労働者に対する不合理な待遇の解消（いわゆる同一労働同一賃金）の適用が開始されました。働き方改革を行う目的は、働く労働者の個々の事情に応じて、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会を実現し、働く労働者一人ひとりの能力を最大限に発揮しながらワークライフバランスの取れる生活を送ることを目指すものであります。特に、中小企業・小規模事業者と関わりが深いわれわれ社労士は、働き方改革関連法に対応する働きやすい職場環境の整備に向け、様々な事業を通じて企業支援を進めなければなりません。次に政府が進める行政手続簡素化に向けての電子化・デジタル化への対応です。4 月以降大法人については、原則電子申請が義務化され、それ以外の事業所についても併せて電子申請への移行を促すこととなりました。われわれ社労士も手続き方法について紙媒体から電子申請への切り替えが急務となっていることから、早急に会員全員が電子申請による手続き可能となるよう当会の組織を挙げて取り組まなければなりません。

一方では、昨年の中日本台風災害のように大規模自然災害が発生した場合に災害への対応を進めなければなりません。対内的には会員の安否確認、被災会員への支援、対外的には被災者への相談体制の確立、関係行政機関、他士業との連携等社会的要請に応じた総合的な災害対策を早急に構築する必要があります。また、最近の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に中小企業等を中心に企業経営、雇用等に大きな影響を与えております。労働社会保険諸法令を扱う社労士の使命として特例措置等の周知及び相談対応など地域の企業や労働者に寄り添う支援策に取り組みます。

令和という新しい時代に入り、このような社労士を取り巻く情勢を踏まえて、われわれ社労士は改めて社労士の目的である「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」という原点に立ち返り、「人を大切に作る社会」の実現が図られるようさまざまな事業活動に取り組んで参ります。

1 社労士制度推進に関する事業

(1) 働き方改革推進への支援

中小企業等に対する働き方改革への取組を促すため、行政機関及び関係団体に協力し、法改正内容の周知等を進めるとともに、社労士の活用を積極的に働きかけます。また、働き方改革推進支援事業（厚生労働省委託事業、全国社会保険労務士会連合会受託）によるコーディネーター及び派遣専門家を選任し、中小企業等を対象に働き方改革の支援に取り組みます。

(2) 電子申請の利用促進

社労士による労働社会保険の手続等の電子申請利用促進のため、研修会を開催します。また、支部を通じて会員個別サポート体制の充実を図り、全会員が電子申請利用可能となるよう積極的に取り組みます。

(3) 総合労働相談所・社労士会労働紛争解決センター長野の利用促進

総合労働相談所（以下「相談所」という。）の相談体制の充実を図り、労働者等からの労働問題に関する相談に応じます。受け付けた相談であっせんによる解決が望ましい場合は、労働紛争解決センター長野（以下「解決センター」という。）で受理し解決できるよう連携強化に取り組みます。また、ホームページ等を活用して相談所、解決センターに関する広報活動を行い、さらなる利用促進を図ります。

(4) 中小企業経営者などへの支援

中小企業の事業活動を支援するため、日本政策金融公庫が開催する「中小企業経営セミナー」等に講師を派遣するとともに、中小企業からの人事労務に関する相談に対応します。また、長野県中小企業団体中央会と連携し、中小企業が抱える労働問題の相談に適切に対応します。

(5) 業務侵害行為防止対策の強化

社労士法に違反する業務侵害行為、また恐れのある行為に対しては、ホームページなどを随時監視するなどにより情報収集し、不正行為があったと認められた場合には、厳正かつ適切に対処します。

(6) 新たな事業開発に関する取組

企業が働き方改革を推進するための各種支援事業、適正な労働環境改善に向けて助言・指導を行う経営労務監査への提案、入管法改正に伴う外国人就労者受入れに対応する相談事業など社労士の社会的地位向上に係る事業の拡大に向け連合会と連携して検討を進めます。

2 社会貢献に関する事業

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

新型コロナウイルスの感染拡大により、さまざまな企業活動の影響を受けている事業主、雇用に影響を受けている労働者等に対し関係行政機関と連携を密

にし、労働社会保険諸法令を扱う国家資格者の社会的使命として、特例措置などの周知及び各種支援策を行政機関に協力しながら全力を挙げて取組みます。

(2) 災害復興への支援

突発的に発生する自然災害について、被災状況に応じて取るべき対応に関する社会的支援事業等の検討を行います。また、大規模災害発生時においては、長野県との災害時における相談業務に関する協定に基づき、他の士業との連携のもと被災者からの労働社会保険制度に関する相談に応ずるなどの支援を行います。

(3) 街角の年金相談センター長野及び上田（オフィス）の運営

街角の年金相談センター長野及び上田（オフィス）の運営を引き続き行うとともに、各種年金相談に関するサービス向上に努めます。

(4) 学校教育の推進

社労士による次代を担う学生の社会保障及び労働に関する知識の醸成を図るため、働くことの意義や労働社会保険の制度の知識を教育する「出前事業」を高等学校等へ積極的に展開します。また、日本に就労を希望する外国人に対して、日本で働くための知っておくべき労働関係法令等に関する労働教育セミナー等へ社労士を講師として派遣し、学校教育支援活動を行います。

(5) 国・地方自治体等における労働条件審査への取組みの推進

公共事業入札企業労働者の健全な労働条件確保のため国・地方自治体等が民間業者に対して行う労働条件審査が社労士の専門業務として定着するよう、県関係課や市町村等に対して導入提案等を行うなど、更なる推進に向け積極的に取り組みます。また、企業主導型保育施設における労務監査への参入をはじめとする経営労務監査の手法に関する研究の検討を進めます。

(6) 国、地方自治体等における指定管理者選定等に係る第三者評価委員会への参画の推進

国、地方自治体等に対し、指定管理者選定にあたり、指定管理者入札企業の労働者の健全な労働条件確保のため、第三者による評価を実施し、その中に社労士が参画できるよう積極的に要請します。

(7) 成年後見センター長野への支援協力

高齢化社会において依頼の増加が予想される成年後見制度利用促進に取り組む「社労士成年後見センター長野」の活動へ支援協力を行います。

(8) がん患者等への就労支援事業

がん患者をはじめとする疾病を抱える労働者の病気の治療と仕事の両立を支援するための就労支援事業へ社労士を派遣するなど積極的に取り組みます。

3 資質向上に関する事業

(1) 社労士の品位の保持の徹底

社労士の信用を失墜するような行為や不適切な情報発信など社労士として品位を失墜させる不適切な行為がなされないよう、職業倫理向上のため、全会員が5年に1回必ず受講しなければならない倫理研修受講の徹底を図り、県民からの信頼の確保に努めます。

(2) 各種研修の積極的かつ効果的な実施

労働関係諸法令の専門家として、「働き方改革」に基づく法改正の対応など時代の変化に対応した専門能力の向上を図るため、業務研修をはじめ各種専門分野を取り入れた研修などを効果的に計画し、社労士としての資質の向上に努めます。また、支部研修との調整を図りながら、支部が企画する研修の情報や研修へ参加しやすい環境を作ります。

4 広報に関する事業

(1) 県民及び事業主等に向けた広報の実施

企業における働き方改革関連法への対応など労務管理を通じて、社労士制度を広く、県民、企業へ周知し、これまで以上に社労士の活用を図るため、次の広報事業を展開します。

ア 社労士制度推進月間（10月）及び社労士の日（12月2日）

社労士の知名度向上、利用促進を図ることを目的として、10月の社労士制度推進月間では各支部で社労士セミナー及び無料相談会等を開催します。また、12月2日の「社労士の日」においては、マスコミ等を活用した積極的な広報活動を展開します。

イ ホームページの拡充

県民及び企業等に対して、社労士の知名度の向上、活用を図るための情報を効果的に発信できるよう、ホームページを拡充します。

(2) 会員に向けた情報の発信

会報「社労士ながの」を年3回発行し、全会員及び関係機関へ配布するとともに会員のニーズを常に把握して、会報誌の内容の充実を図ります。

また、会員専用ホームページや電子メール等を活用して会員に有益な情報提供を行います。

5 行政機関及び関係団体との連携に関する事業

長野労働局、長野県等の行政機関及び日本年金機構、全国健康保険協会長野支部、中小企業団体中央会などの関係団体と連携を図り協力関係を維持します。

6 組織体制・組織強化等に関する事業

(1) 支部交付金にかかる透明性の推進

支部交付金に係る検討部会の最終答申を踏まえ、本会における支部の位置づ

けと役割を検討し、支部交付金の使途等の透明性を更に図るため、各支部と連携し引き続き取り組みます。

(2) 会費の収納対策の強化

会費未納者に対しては、支部と連携して、納入期限後速やかに督促を行うなどの収納対策を徹底します。また、過年度分会費未納者に対しては、督促状のほか、必要に応じて弁護士による支払督促、法的措置の検討を行います。

(3) 組織体制の整備・強化

県会の事業執行体制の整備・強化、実効性のある事業計画、健全財政の確保、支部組織の見直しなど組織全体の在り方について、総合的に検討します。

第2 会員数

(令和2年4月1日現在)

	北信支部	東信支部	中信支部	諏訪支部	伊那支部	飯田支部	合 計
法 人	5	6	9	4	3	0	27
開 業	118	86	82	41	33	27	387
法人社員	7	9	16	6	5	0	43
勤務等	70	33	49	15	14	17	198
合 計	200	134	156	66	55	44	655

第3 会議等開催計画

- 1 会 議 (1) 総 会 (2) 理事会 (3) 常任理事会
- 2 役員会 (1) 正副会長会 (2) 支部長会 (3) 監事会
- 3 委員会等 (1) 総務委員会 (2) 業務監察委員会 (3) 広報委員会
(4) 研修委員会 (5) 事業委員会 (6) 電子申請推進部会
(7) 学校教育活動推進部会 (8) 労働条件審査部会
(9) 総合労働相談所 (10) 綱紀委員会 (11) 選挙管理委員会
(12) ADR運営委員会
- 4 その他 (1) 関東甲信越地域協議会定例会
(2) 士業関係団体並びに労使関係団体等との連絡協議会
(3) 関係官公庁、関係団体との連絡協議会
(4) その他の協議会

第4 資質向上事業

1 県会主催研修

研 修 名	内 容	時 期	会 場
業務研修会	働き方改革関連法ほか	10月	長野市・松本市

倫理研修会	社会保険労務士の倫理、事例研究ほか	11月	長野市・松本市
新入会員研修会	新入会員としての基礎知識	2月	長野市
専門業務研修	働き方改革関連法ほか	随時	長野市
委員会等主催研修	電子申請推進部会	11月	長野市
	労働条件審査部会	10月	長野市

2 連合会・地域協議会主催研修

研修名	主催団体	時期(予定)	開催地(予定)
労務管理地方研修	関東甲信越地域協議会	3月	埼玉県

第5 広報宣伝事業

社会保険労務士制度の普及推進等の広報活動を積極的に行う。

- 1 「社労士ながの」を年3回発行
- 2 社労士制度推進月間において「無料相談会」等の開催
- 3 情報を迅速に提供するための県会ホームページの充実

第6 業務改善等の調査・研究事業

社会保険労務士制度の普及・推進のため、調査・研究活動を積極的に行う。

- 1 業務監察委員会による会員でない者の類似名称の使用制限及び業務制限の調査
- 2 会員の法令違反、法令遵守（コンプライアンス）、不適切業務の調査と是正
- 3 総合労働相談所の運営に関する調査・研究
- 4 経営労務監査に関する事業の調査・研究・研修

第7 電子化事業

- 1 電子申請に関する調査・研究
- 2 電子証明書の取得促進
- 3 電子申請の利用推進・出張サポートの実施
- 4 電子申請研修会の開催
- 5 行政機関等との意見交換会の実施

第8 福利厚生事業等

- 1 会員褒彰 長野県社会保険労務士会褒彰規程に基づく会長表彰
- 2 社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRPⅡ認証）の取得促進
- 3 社会保険労務士損害賠償責任保険への加入促進
- 4 小規模企業共済制度への加入促進
- 5 全国社会保険労務士会連合会契約保養施設の利用

6 会員徽章、定型印、優良図書等の斡旋

第9 行政機関等、関係団体への協力事業

行政機関等・関係団体等からの、指導員・相談員・アドバイザー等の推薦依頼に対して協力をする。

第10 受託事業

事業名	委託機関
街角の年金相談センター長野・上田（オフィス）の運営	全国社会保険労務士会連合会
日本年金機構年金相談窓口等の運営業務	日本年金機構

第11 登録申請等事務

- 1 登録等事務の適正、迅速な処理
- 2 入会、退会、異動等手続きの適正、迅速な処理

第12 その他の事業

- 1 支部活動の支援
- 2 自主研究グループの育成
- 3 社労士会労働紛争解決センター長野の運営協力
- 4 全国社会保険労務士会連合会が行う各種事業への協力
- 5 関東甲信越地域協議会が行う各種事業への協力
- 6 災害復興支援対策事業への協力
- 7 社会保険労務士試験事業への協力
- 8 隣接士業会等との連携
- 9 その他、本会の目的達成に必要な事業

令和2年度収支予算書

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

I 収入の部

(単位:円)

勘 定 科 目			令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目			
1 会費収入	1 会費収入	1 会費収入	44,800,000	44,800,000	開業390人、勤務等200人、法人27人、法人社員43人分会費
2 入会金収入	1 入会金収入	1 入会金収入	1,200,000	1,400,000	開業10人、勤務等15人
3 事業収入			1,926,680	1,866,000	
	1 手数料収入		799,000	731,000	
		1 登録手数料収入	600,000	600,000	30,000×20件
		2 特定証票手数料収入	40,000	25,000	5,000×5件
		3 変更登録手数料収入	100,000	80,000	2,000×40件
		4 証明手数料収入	9,000	6,000	3,000×2件
		5 その他手数料収入	50,000	20,000	小規模共済等
	2 交付金収入	1 県会活動交付金収入	1,000,000	1,000,000	連合会交付金
	3 諸頒布物収入		127,680	135,000	
		1 会員徽章収入	87,500	90,000	
		2 定型印収入	34,000	40,000	
		3 職務上請求書収入	6,180	5,000	
4 ADR事業収入	1 ADR事業収入	1 ADR事業収入	40,000	40,000	連合会支援金
5 医療労務管理相談 事業立替金収入	1 医療労務管理相談事業 立替金収入	1 医療労務管理相談事業 立替金収入	6,976,180	5,665,602	長野労働局医療労務管理相談受託事業清算金
6 その他の収入			4,500,050	1,500,030	
	1 繰入金収入		1,500,000	1,300,000	委託事業等繰入金収入
	2 その他の収入		200,050	200,030	
		1 受取利息	50	30	
		2 会報広告等収入	100,000	100,000	広告掲載料等
		3 雑収入	100,000	100,000	
	3 組織運営調整基金取崩収入		2,800,000	0	
当 期 収 入 合 計 (A)			59,442,910	55,271,632	
前 期 繰 越 収 支 差 額			8,080,045	9,751,833	
収 入 合 計 (B)			67,522,955	65,023,465	

II 支出の部

勘 定 科 目			令和元年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目			
1 事業費			23,448,810	24,095,850	
	1 連合会会費	1 連合会会費	12,264,000	12,264,000	開業390人、勤務等200人、法人27人、法人社員43人
	2 研修費			1,780,000	
		1 研修費	1,400,000	1,430,000	業務研修会、倫理研修会、新入会員研修会等
		2 電子申請利用促進研修費		350,000	電子申請推進部会
	3 交付金			7,820,000	
		1 支部交付金	7,840,000	7,320,000	開業390人、勤務等200人、法人27人、法人社員43人分
		2 特定支部交付金		500,000	電子申請推進
	4 広報費		1,050,000	1,350,000	
		1 会報発行費	770,000	770,000	会報3回発行
		2 広告宣伝費	280,000	580,000	メディア広告、無料相談会費、年賀広告等
	5 諸頒布物費		123,410	108,000	
		1 会員徽章費	67,000	72,000	
		2 定型印費	51,790	32,000	

		3 職務上請求書費	4,620	4,000	
	6 手数料関係費		771,400	773,850	
		1 登録手数料	390,000	390,000	@19,500×20件
		2 特定証券手数料	26,000	16,250	@3,250×5件
		3 変更登録手数料	60,000	48,000	@1,200×40件
		4 証明手数料	5,400	3,600	@1,800×2件
		5 払込手数料	250,000	300,000	
		6 その他手数料	40,000	16,000	小規模共済
2 管理費			30,621,760	32,400,000	
	1 人件費		14,071,760	14,380,000	
		1 給与・手当	11,500,000	11,700,000	
		2 通勤手当	311,760	320,000	
		3 法定福利費	1,800,000	1,900,000	
		4 厚生費	460,000	460,000	
	2 会議費		4,450,000	5,000,000	
		1 総会費	1,200,000	1,200,000	会場費、役員等旅費、議案書印刷等
		2 正副会長会費	150,000	200,000	6回開催予定
		3 理事会費	1,000,000	1,000,000	5回開催予定
		4 委員会費	800,000	900,000	各委員会委員旅費等
		5 その他会議費	1,300,000	1,700,000	各部会部会員旅費、関東甲信越地域協議会議等
	3 相談所費	1 労働相談所費	410,000	440,000	相談員謝金、会議費等
	4 需用費		11,690,000	12,580,000	
		1 賃借料	4,900,000	5,100,000	事務所借料、設備借料、会員システム借料、複写機借料等
		2 旅費交通費	500,000	500,000	会長ほか役員旅費、職員旅費等
		3 通信運搬費	1,000,000	1,100,000	郵便料、宅配料、電話料等
		4 ホームページ管理費	600,000	1,000,000	ホームページ保守料、サーバーレンタル料、改修等
		5 印刷製本費	400,000	400,000	封筒印刷等
		6 消耗品費	1,800,000	1,800,000	事務用品、コピー用紙等
		7 水道光熱費	600,000	700,000	電気料、水道料
		8 渉外費	150,000	150,000	各種関係団体への参加費等
		9 交際費	70,000	120,000	支部総会、支部新年会参加等
		10 慶弔費	50,000	100,000	会員慶弔費
		11 図書費	10,000	100,000	参考図書購入費等
		12 租税公課	1,300,000	1,000,000	法人市県民税、法人税、消費税
		13 雑費	10,000	10,000	
		14 その他の費用	300,000	500,000	弁護士・公認会計士費用
3 ADR事業支出	1 ADR事業支出	1 ADR事業支出	400,000	400,000	ADRセンター運営費、管理費
4 受託事業支出	1 受託事業支出	1 医療労務管理相談コーナー事業事業支出	7,159,160	0	
5 その他支出			2,800,000	3,600,000	
	1 組織運営調整基金返済		2,800,000	2,800,000	委託事業借入分
	2 災害対策費			800,000	自然災害対策、コロナウイルス感染症対策等
6 予備費	1 予備費	1 予備費	3,093,225	4,527,615	
当期支出合計 (C)			67,522,955	65,023,465	
当期収支差額 (A) - (C)			△8,080,045	△9,751,833	
次期繰越収支差額(B) - (C)			0	0	